

遺産分割協議書

被相続人の最後の本籍 埼玉県深谷市西島〇丁目〇番地
最後の住所 神奈川県平塚市紅谷町〇丁目〇番地
氏名 法務太郎
相続開始の日 令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日上記被相続人法務太郎の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、被相続人の遺産を協議により下記のとおり分割する。

1. 次の不動産は法務花子が相続する。

所在地 平塚市紅谷町〇丁目
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇・〇〇㎡

所在地 平塚市紅谷町〇丁目 〇番地〇
家屋番号 〇番〇
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 〇〇・〇〇㎡
2階 〇〇・〇〇㎡

2. 法務花子は前項の代償として法務次郎及び法務三郎に対してそれぞれ金〇〇円を支払う。

上記のと通りの協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県平塚市紅谷町〇丁目〇番地
法務花子 (実印)

秋田県秋田市東通〇丁目〇番〇号
法務次郎 (実印)

群馬県高崎町柳川町〇番
法務三郎 (実印)